

令和 4 年 10 月 吉日

良識ある評議員の皆様へ

三島神社 (奈良県宇陀市) 禰宜 山口 智

はじめに

来る 10 月 13 日に定例評議員会が開催されますが、この会議は、神社界の行く末を左右するものとなるでしょう。すなわち、今や信用を失い、宗教界のみならず広く社会の笑いものになっていると言っても過言ではない神社本庁の混乱状態を正せるのは、最高議決機関である評議員会であり、評議員会には、正しい方向を示し、混乱状態のもととなっている「田中・打田体制」を終焉させる責務があるのではないのでしょうか。以下、田中・打田一派が引き起こしている問題のうち主要なものを取り上げ、良識ある評議員の皆様への御判断を仰ぎたいと存じます。今問われているのは、神社本庁の自治能力、自浄能力です。

統理の権威の否定

神社本庁憲章第 5 条は、「統理は、神社本庁を総理し、これを代表する」と定めており、実態上も、歴代統理は、評議員の満場一致により推戴されてきています。鷹司統理も本年 5 月の定例評議員会において満場一致により再任されたことは、皆様よく御存じのとおりです。

すなわち、統理は、神社界の総意のもとに選ばれた名実ともに権威あるお立場であり、それゆえに、宗教法人上の業務執行者である総長を理事のうちから指名する権限を有しています。そのようなお立場から、鷹司統理は、本年 5 月の定例評議員会後の臨時役員会において芦原高穂旭川神社宮司を総長に指名され、職員の懲戒解雇訴訟によって明るみに出た田中総長のガバナンスの欠如、不正行為を正そうとされたのです。

然るに、田中氏及びなぜか同氏と同調する理事や部長たちは、神社本庁「庁規」第 12 条の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」という規定中「役員会の議を経て」という文言をおそらく意図的に誤解釈し、統理の指名行為は、役員会の議決に拘束されるという法律用語の基本を逸脱した珍説を主張し、鷹司統理が行った正当な芦原総長指名を否定しているのです。私は、建設省・国土交通省において法律職のいわゆるキャリア官僚でしたが、霞が関の法律職の間では、「役員会の議を経て」と「役員会の議に基づき」の規定の違いは常識であり、鷹司統理が仰る通り、「役員会の議を経て」という場合には、役員会の議に拘束力はありません。にもかかわらず、田中氏は、役員会において自派の理事が過半数であることを利用して、統理の権威に真正面から歯向かう「多数者の圧政」あるいは「クーデター」というべき暴挙に出ている

のです。

小野常務理事、藤江常務理事、飯塚理事、吉川理事、鍵理事たちに質したい。あなたたちは、なぜに数々の疑惑があり、統理の権威を真っ向から否定する田中氏に同調し、支えようとするのですか。それにはいかなる大義があるのですか。なぜ、異例の4期も総長を務めた田中氏が、5期目も総長を続けなくてはならないのですか。私は、そのような貴方たちの行動をみて、我々が未だ知らない大きな闇があり、田中氏を総長の地位に居続けさせることによって、いわば臭いものに蓋をしなければならないのではないかと思わざるを得ないのです。

基本財産処分の違法性

そもそも宗教法人の基本財産は、当該財産を処分しないと法人としての存立が危うくなるとか、当該土地が公共工事の対象となるといったような「やむを得ない場合に限り」処分できるものであり、形式的に役員会及び評議員会の承認を得ても、時の執行部の都合で、自由に処分できる性格のものではないのです。これは、宗教法人や財団運営の常識です。

もっと申せば、土地ころがしと言ってよい百合ヶ丘職舎のディンプル社への売却は、違法であり、そのような違法な土地建物の処分に関与した者すなわち田中氏、打田氏、小野宇佐神宮宮司（当時総務部長）たちは、背任行為を行ったのです。しかも、関係者の証言によると、役員会、評議員会の承認を得る際に、本件が基本財産の売却であるという明確な説明はなく、いわば理事、評議員を巧みに欺いて売却が行われたのです。これによって、神社本庁の基本財産は、百合ヶ丘職舎の売却前の43億31百万円から37億59百万円へと5億72百万円も減少してしまったのであり、売却に関与した者たちは、この基本財産の毀損行為に責任を負うべきです。

しかも、本件売買を強引に進めたことによって、百合ヶ丘職舎に住んでいた十数家族が立ち退きを余儀なくされ、引っ越し費用等も全く神社本庁から支払われなかったのです。しかし、文句を言えば、田中氏たちに人事等でどのような不利益な取り扱いを受けるかわからないので、泣き寝入りせざるをえないのでした。本件のみならず、良識・常識のある職員にとって現在の神社本庁という職場は、物言えば唇寒しというまことに窮屈なものとなっています。

表彰、昇階、昇給等の恣意的運用

また、田中氏たちは、長老称号・特級の授与、浄階一級の授与等においても仲間や追随者を優先するという運用を行っており、その恣意性も問われなければなりません。

この他にも問題点はありますが、以上基本的な点のみを指摘しておきます。

(御参考)

山口 智 (やまぐち さとし) 略歴

昭和 27 年 (1952 年)、奈良県宇陀市生まれ。昭和 50 年 (1975 年) 京都大学法学部卒業、メキシコ州立自治大学留学、国家公務員上級甲種法律職合格、国連英語検定試験合格 (国連ニューヨーク本部実施)。ILO (国際労働機関) ジュネーブ本部勤務。在コロンビア日本国大使館一等書記官、建設省情報管理室長、財団法人建設経済研究所研究理事その他中央政府及び政府関係機関の様々なポストを歴任。

平成 13 年 (2001 年)、神社本庁資格検定試験権正階合格、平成 14 年 (2002 年)、神社本庁より権正階を授与され、三島神社(奈良県宇陀市)禰宜に任命される。平成 18 年 (2006 年)、神社本庁資格検定試験明階合格、平成 25 年 (2013 年)、神社本庁より明階を授与される。

故沼部春友元國學院大學教授・須賀神社名誉宮司 (令和 4 年 5 月 3 日逝去) に師事、神社本庁改革を託される。

主要著書として、『よみがえれ、霞が関』(展望社)、『英和对訳神道入門』(戎光祥出版)、『英和对訳神道案内』(戎光祥出版)、『Le shintô dans une perspective internationale』(パリの Les Indes savantes 社) があり、神道関係論文に、『神社本庁腐敗の根源「田中・打田」体制』(月刊 Hanada2022 年 7 月号)、『神社本庁を私物化する二人の“妖怪”』(月刊 Hanada2021 年 7 月号)、『明治神宮の森』(アーバン・スタディ第 39 号、都市研究センター)、『都市と祭り』(同) がある。そのほか、フランスのエマニュエル・トッド博士へのインタビュー記事である『日本の未来は明るい』(月刊 WiLL2016 年 2 月号) をはじめ多数の論文がある。神道宗教学会会員。